

福岡市公報

令和 7 年 5 月 29 日 第 7148 号(別冊 5)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
規次—
則

ページ

○福岡市災害救助法施行細則の一部改正 (第 67 号) 1

規

則

福岡市災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 5 月 29 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 67 号

福岡市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡市災害救助法施行細則 (令和元年福岡市規則第 38 号) の一部を次のように改正する。

別表中「22,400 円」を「23,000 円」に、「16,900 円」を「17,100 円」に、「14,700 円」を「15,300 円」に、「15,500 円」を「15,800 円」に、「15,700 円」を「15,900 円」に、「24,800 円」を「27,400 円」に、「25,100 円」を「27,200 円」に、「26,100 円」を「27,600 円」に改める。

別記様式第 7 号 (裏) 中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第 7 号 (裏) の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

